

平成29年度 文部科学省委託

防災教育を中心とした実践的安全教育総合支援事業

「通学路安全推進事業」実践事例集



秋田県教育委員会

は じ め に

学校は、子どもの健やかな成長と自己実現を目指して学習活動を行うところであり、その基盤として安全で安心な学校環境と通学路の確保が求められております。

しかしながら、平成28年10月には神奈川県横浜市で、同年11月には千葉県八街市で、平成29年4月には大阪府寝屋川市において登校中の児童の列に車が突入し、児童が死傷するなど、児童生徒等が被害に遭う事故が後を絶ちません。また、平成27年6月には自転車の運転に関する道路交通法が改正・施行されたことなどから、通学時の安全確保のための体制を整備するとともに、交通安全教育の充実が必要です。

本事業は、文部科学省の「防災教育を中心とした実践的安全教育総合支援事業」における「交通安全領域」に係る事業で、平成25年に能代市で開始してから数えて今年で5年目となります。

今年度の事業実施地区である湯沢雄勝地区（湯沢市・羽後町・東成瀬村）は、16校の小学校があり、各校とも以前から地域の方々の協力を得ながら児童の交通安全指導に取り組んでおりましたが、本事業をきっかけに、改めて自校の取組を見直す機会としていただくことができました。

主な成果としては、

- 1 合同点検では、学校・道路管理者・警察の三者のほか、PTA関係者等を含めた地域との連携体制を強化することができた。
- 2 学校連絡協議会では、関係者が一堂に会し、危険箇所への対策について話し合うことで、相互連携による交通安全対策の必要性を確認することができた。
- 3 交通安全教育では、実際の道路を横断しているかのような感覚で取り組むことができる歩行環境シミュレータを活用することで、児童が安全な横断方法を学習することができた。
- 4 通学路安全対策アドバイザーから、危険箇所の合同点検や登校時間帯における実地調査を踏まえた助言をしていただいたことで、警察や道路管理者等の関係機関へ具体的な要望を行うことができた。

などが挙げられます。

子どもの交通事故を防止するためには、危険を予測し安全な行動をとることができるよう交通安全教育の徹底を図ることや、安心して登下校ができる通学路を確立することが不可欠です。今後も学校と地域の関係機関が連携・協働し、通学路の安全確保に向けた取組を進めていきたいと考えております。

最後になりましたが、本事業に御協力いただきました皆様に対し、心から感謝申し上げます。

平成30年2月

秋田県教育庁保健体育課

課長 木浪 恒二

目 次

はじめに

I	通学路安全推進事業の概要図	1
II	通学路安全推進事業の紹介	2
III	推進委員会の開催	4
IV	合同点検	6
V	危険箇所改善の取組	10
VI	登校時間帯の点検	12
VII	連絡協議会開催校の取組	
	羽後町立西馬音内小学校	13
VIII	「わたりジョーズ君」を活用した交通安全教育	15
IX	通学路安全マップ	19
	1 湯沢市立駒形小学校	20
	2 羽後町立三輪小学校	21
	3 羽後町立西馬音内小学校	22
X	資料編	
	1 通学路の交通安全の確保に関する有識者懇談会 意見のポイント	24
	2 通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について (平成25年12月6日付 別紙)	25
	3 通学路の交通安全確保に向けた取組の更なる推進について (平成28年11月28日付 別紙)	27

I 通学路安全推進事業の概要図

県教育委員会

推進委員会

県道路管理者、県警察、大学関係者等の学識経験者により構成。

広域的な通学路の交通安全対策の検討及び通学路安全対策アドバイザー派遣の決定など、本事業の効果的な実施を推進する。

通学路安全対策アドバイザーの委嘱

道路行政に詳しく、道路整備や交通規制の専門的知見がある有識者をアドバイザーとして委嘱する。



事業の普及啓発

事業の取組状況等について、実践事例集を作成し、県内の全小学校に配付して、普及啓発を図る。

通学路安全対策アドバイザーの派遣

市町村教育委員会

市町村連絡協議会

地域の実情を踏まえた合同点検及び対策の検討・実施、交通安全教育について方針を策定する。

交通危険箇所のとりまとめ

各学校において、児童の目線に立って通学路の安全点検を実施し、交通危険箇所を抽出する。

その後、市町村教育委員会は、各学校で抽出した交通危険箇所をとりまとめ、関係機関と合同点検を実施する必要がある危険箇所を抽出する。

合同点検の実施

警察、道路管理者、学校関係者等と合同点検の日程調整を行い、合同点検を実施する。

○ 登校時間帯点検の実施

児童の登校状況、交通量等を把握する必要がある危険箇所について、通学路安全対策アドバイザーが登校時間帯の点検を実施し、学校に対策等を助言する。

○ 学校単位の連絡協議会

学校関係者、関係機関、地域住民により構成され、個々の危険箇所対策について協議・検討する。必要に応じて地域の総意として対策を要望する。

○ 学校における交通安全教育の実施

各学校において、歩行環境シミュレータを活用した安全教育を実施する。

Ⅱ 通学路安全推進事業の紹介

1 事業が行われることとなった背景

(1) 平成24年4月、京都府亀岡市で集団登校の列に自動車が突入し、多数の死傷者を出した交通事故が発生するなど、全国的に登下校中の児童が巻き込まれる重大交通事故が相次いで発生した。

こうした事故の発生を防ぐには、交通安全指導や集団登下校などの学校のソフト面での対策だけではなく、道路・交通行政によるハード面での対策が必要であり、警察や道路管理者等の関係機関と連携した取組が求められた。

(2) 平成24年に文部科学省、国土交通省、警察庁の3省庁による通学路の危険箇所に関する緊急合同点検を実施し、これに基づく対策の検討を行った。

本県では、561箇所の危険箇所対策が必要とされ、学校及び関係機関による対策が進められた結果、平成29年3月末で534箇所が対策済みとなっている。

2 事業の目的

上記の背景を踏まえ、通学路における安全を確保するため、対策が必要な市町村に対し、通学路安全対策アドバイザーを派遣し、専門的見地からの必要な指導・助言の下、学校、教育委員会及び関係機関等の連携による、通学路の合同点検や安全対策の検討及び交通安全教育を行うものである。

3 事業の内容

(1) 推進委員会の開催

県教育委員会は、事業の円滑な実施を図るため、県教育委員会、県道路管理者、県警察本部及び大学関係者等の学識経験者により構成される推進委員会を開催する。

推進委員会は、市町村教育委員会等の関係機関と十分に調整を行い、通学路の交通安全対策の検討及び通学路安全対策アドバイザーの派遣を決定する。

(2) 通学路安全対策アドバイザーの派遣

県教育委員会は、学校や地域の実情を踏まえて、道路整備や交通規制など、交通安全の確保に関する専門的な知見がある有識者を通学路安全対策アドバイザーとして委嘱し、市町村に派遣する。

通学路安全対策アドバイザーは、小学校における通学路の安全点検への立会い・助言や連絡協議会における具体的な対策の検討・立案に関する助言等の支援を行う。

(3) 連絡協議会の開催

市町村教育委員会は、学校、PTA、地域住民、道路管理者及び警察等で構成される連絡協議会を開催し、通学路安全対策アドバイザーによる専門的な見地からの指導・助言の下、危険箇所に対する具体的な対策の検討・立案を行う。

(4) 交通安全教育の実施

県教育委員会は、通学路安全対策アドバイザーを含む交通安全教育の専門家の協力の下、児童に対する交通安全教育を実施する。

4 具体的な実施内容

(1) 学校による通学路の交通危険箇所点検

各小学校において通学路の点検を行い、児童の目線で交通危険箇所を抽出する。

(2) 関係機関との合同点検

市町村教育委員会は、各学校において抽出された危険箇所を精査し、関係機関と対策を検討する必要がある危険箇所について、通学路安全対策アドバイザーの派遣を受けて合同点検を実施する。

合同点検は、市町村教育委員会、学校、PTA、地域住民、道路管理者及び警察等の参加により実施する。

(3) 通学路安全対策アドバイザーによる登校時間帯の危険箇所点検

危険箇所における児童の登校状況や交通量等について、通学路安全対策アドバイザーが点検し、学校での対策及び関係機関に要望する対策について学校に助言を行う。

(4) 連絡協議会の開催

合同点検を実施した結果、特に対策を検討する上で地域住民と協議が必要である危険箇所を有する小学校において、連絡協議会を開催する。

連絡協議会では、地域住民との合意形成を図りながら、関係機関等と対策について検討する。

(5) 交通安全教育の実施

県教育委員会は、児童の道路横断中の事故が多いことを踏まえ、通学路安全対策アドバイザー等の協力の下、道路横断時の危険を擬似体験できる歩行環境シミュレータ等を活用した交通安全教育を行う。

(6) 事業の普及啓発

事業を実施した内容、成果、課題等について実践事例集を作成し、県内の全小学校等に配付して普及啓発を図る。

平成29年度通学路安全推進委員会 委員名簿

	所 属 及 び 役 職	氏 名
委員長	秋田大学理工学部システムデザイン工学科教授	浜岡 秀勝
委 員	国土交通省東北地方整備局湯沢河川国道事務所道路管理課長	松田 道雄
委 員	秋田県建設部道路課道路環境・維持班副主幹	石川 康樹
委 員	秋田県警察本部交通部交通規制課課長補佐	深井 正
委 員	湯沢雄勝PTA連合会会長	阿部 榮司
委 員	湯沢市教育委員会学校教育課主幹	池部 亨
委 員	羽後町教育委員会主査	和泉 喜幸
委 員	東成瀬村教育委員会主事	佐々木賢太
委 員	秋田県教育庁義務教育課指導主事	高橋 正史
委 員	秋田県教育庁南教育事務所雄勝出張所指導主事	村田留美子
委 員	秋田県教育庁保健体育課長	木浪 恒二

Ⅲ 推進委員会の開催

県教育委員会は、事業の円滑な実施を図るため、県道路管理者、県警察本部、大学関係者及び市町村教育委員会等により構成される推進委員会を開催した。

1 第1回推進委員会

(1) 開催日時

平成29年6月27日(火)

午前10時30分から正午まで

(2) 開催場所

秋田県庁第2庁舎 高機能会議室

(3) 開催内容

ア 平成29年度通学路安全推進委員会要綱の制定

緊急合同点検の枠組みを活用し、計画的、継続的な取組を推進する「通学路安全推進事業」の円滑な実施を図ることを趣旨とした要綱を制定した。

委員長には学識経験者として、秋田大学理工学部システムデザイン工学科教授浜岡秀勝氏が選任された。

イ 通学路安全推進事業の実施地区の選定と事業内容説明

平成29年度に事業を実施するモデル地域に湯沢市、羽後町及び東成瀬村の3市町村を選定し、通学路安全対策アドバイザーを派遣しての合同点検や危険箇所に対する実地調査、学校連絡協議会、歩行環境シミュレータを活用した交通安全教育の実施について事務局が説明した。

ウ 通学路安全対策アドバイザーの委嘱

前年度に引き続き、元秋田県警察官の川尻佳孝氏の通学路安全対策アドバイザーの委嘱について承認を得た。

エ 事業に関する意見

委員からは、次の意見が出された。

- ・ 関係機関が連携して通学路の安全確保に取り組んでもらいたい。
- ・ 通学路において車両の速度を抑制するために、ランプや狭さくなどの物理的デバイスの活用を考慮してはいかがか。
- ・ 降雪時における通学路の安全確保の対策も行ってもらいたい。



通学路安全対策アドバイザー

川尻佳孝氏

元秋田県警察官
(平成22年退職)
仙北警察署次長、交通部
運転免許センター次長を
歴任



2 第2回推進委員会

(1) 開催日時

平成30年1月19日（金）

午後2時から午後3時30分まで

(2) 開催場所

秋田県庁第2庁舎 高機能会議室

(3) 開催内容

ア 合同点検の実施について

湯沢市・羽後町・東成瀬村の13校・26箇所で行った合同点検の結果として、関係機関の対策、通学路安全対策アドバイザーの助言等について説明した。

イ 登校時間帯の点検について

登校時間帯における児童の登校状況や交通量等を把握するために実施した登校時間帯の点検について説明した。

ウ 連絡協議会の開催結果について

連絡協議会を開催し、危険箇所の対策を協議・検討した状況について説明した。

エ 交通安全教育の実施結果について

警察官、通学路安全対策アドバイザーによる交通安全講話、歩行環境シミュレータの活用による道路横断時の危険性の擬似体験、児童の反響などについて説明した。

オ 危険箇所の対策状況について

合同点検後に、関係機関が講じた危険箇所の対策状況について説明した。

カ 本事業の成果等

- 浜岡委員長からは、「事業は継続することが大事である。今年度で事業は5年目となるが、既に事業を行った地域でも2回目・3回目と繰り返していくことで成果がしっかりと定着する。この事業の枠組みは非常に良い枠組みである。」「交差点を渡る前に安全確認することは大切だが、交差点の中央付近でもさらに安全確認すれば、安全性が高まることを子どもたちに伝えてもらいたい。」等の意見があった。
- 池部委員からは、湯沢市の成果として、「これまでの合同点検で危険箇所への対策をとったものの解決に至らない場所があったが、今回の合同点検では、通学路安全対策アドバイザーの助言によってより効果的な対策を講ずることができて良かった。」等の発表があった。
- 和泉委員からは、羽後町の成果として、「交通安全教育を通して、交通ルールを守ることの大切さと自分の命を守るために気を付けること、道路の状況を考えて行動することの必要性を教えてもらった。」等の発表があった。
- 佐々木委員からは、東成瀬村の成果として、「通学路安全対策アドバイザーの講話の中で、降雪時における交通安全対策について話してもらったことが、子どもたちの印象に残ったようである。」等の発表があった。
- 阿部委員からは、「運転する大人のモラルやマナーが向上しなければ、いくら自動車に安全装置を装備していても子どもたちを危険にさらしてしまうことになる。大人たちのマナーを考えていかなければならない。このような事業を全県規模で行っているのはPTAとしてありがたい。」等の意見があった。



IV 合同点検

各小学校で抽出した危険箇所のうち、関係機関と対策を協議する必要がある箇所について、通学路安全対策アドバイザーの助言を得ながら、道路管理者、警察等と合同で点検を実施した。

1 実施日

平成29年7月24日（月）から8月29日（火）までの間の4日間

2 実施場所

- 湯沢市内の通学路危険箇所 14箇所（・国道3箇所 ・県道2箇所 ・市道9箇所）
- 羽後町内の通学路危険箇所 10箇所（・国道2箇所 ・県道3箇所 ・町道5箇所）
- 東成瀬村内の通学路危険箇所 2箇所（・国道1箇所 ・村道1箇所）

3 参加機関

- 道路管理者
 - ・国土交通省湯沢河川国道事務所湯沢国道維持出張所
 - ・秋田県雄勝地域振興局建設部 ・湯沢市建設課 ・羽後町建設課 ・東成瀬村建設課
- 湯沢市市民くらしの相談課 ○羽後町生活環境課 ○横手警察署 ○湯沢警察署
- 湯沢市立小学校（8校） ○羽後町立小学校（4校） ○東成瀬村立小学校（1校）
- 湯沢市教育委員会 ○羽後町教育委員会 ○東成瀬村教育委員会
- 教育庁保健体育課

4 各学校の主な合同点検実施箇所

◇湯沢東小学校（交通量が多い市道）



◇湯沢西小学校（道幅が狭い市道）



◇高瀬小学校（交通量が多い県道）



◇皆瀬小学校（高速車両が多い国道）



◇西馬音内小学校（交通量が多い丁字路）



◇三輪小学校（交通量が多い町道）



◇三関小学校（見通しが悪い三叉路）



◇山田小学校（交通量が多い県道）



◇須川小学校（歩道の狭い橋梁）



◇稲庭小学校（転落の危険性がある用水路）



◇羽後明成小学校（道幅が狭い国道）



◇東成瀬小学校（道幅が狭い村道）



合同点検実施状況一覧表

〈湯沢市〉

学校名	点検箇所	通学路の状況・危険の内容	対策内容	結果
湯沢東小	市道大島森合線	・登校時間帯の交通量が多く、交差点に横断歩道がない。 ・一時停止線が不鮮明である。 ・「ゾーン30」に指定されているが、看板が小さいため認知度が低い。	・一時停止線の再塗装の検討。 ・「ゾーン30」を周知する大きめの看板設置の検討。 ・児童への交通安全指導で対応。	・登校時間帯の実地調査の結果、児童への交通安全指導及び見守り隊との連携で対応。 ・一時停止線の再塗装。
	市道清水新町線	・登校時間帯の交通量が多い上、道路幅が狭く見通しの悪いカーブがある。	・都市計画により数年後に道路を拡張する予定。 ・児童への交通安全指導で対応。	・朝の通学状況の実地調査の結果、児童への交通安全指導で対応。
湯沢西小	市道西松沢線	・集合住宅と道路との間の側溝が深く、蓋がかかっているため、転落する危険性がある。	・転落防止柵の設置検討。	・転落防止柵を設置。
	市道西松沢団地線	・道路と路外との間に1メートル以上の落差があるが、柵等が設置されていないので、転落する危険性がある。	・転落防止柵の設置検討。	・転落防止柵を設置。
三関小	市道関口相川線 市道関口線 市道関口下関線	・三叉路が交差点で見通しが悪く、車から児童が見えづらい。	・三叉路の路面表示の改善検討。	・三叉路の路面標示を改善。
	市道西中川原清水ノ上線	・道路と用水路の間にガードレールや柵等が設置されていないので、転落する危険性がある。	・ガードレール、柵等の設置について、土地改良区と検討。	・外側線を設置予定。
山田小	県道湯沢栗駒線	・横断歩道や信号機がないので、道路の横断が危険である。	・注意喚起の看板の設置検討。 ・児童への交通安全指導で対応。	・注意喚起の看板設置。 ・児童への交通安全指導。
	県道湯沢栗駒線	・車の速度が速く、県道の横断が危険である。 ・明戸地区から県道に出る際、左右にカーブがあるため、見通しが悪い。	・県道にドットラインの設置検討。 ・児童への交通安全指導で対応。	・県道にドットラインを設置。 ・児童への交通安全指導。
須川小	市道中泊戸平線	・戸平橋付近の丁字路に横断歩道がないので、戸平橋方向へ横断する際に危険であるほか、一時停止線が不鮮明である。 ・戸平橋上に歩道がなく道幅が狭い。	・一時停止線の再塗装の検討。 ・丁字路にドットラインの設置検討。 ・戸平橋上に外側線の設置検討。	・一時停止線の再塗装。 ・丁字路にドットラインを設置。 ・戸平橋上に外側線の設置。
	湯沢横手道路	・湯沢横手道路の須川出口から県道へ下る車が横断歩道前の停止線を越えて、県道と交差する手前で停止する。 ・一時停止線、道路標示及び横断歩道が不鮮明である。	・一時停止線、道路標示及び横断歩道の再塗装検討。 ・交差点脇に設置の金網フェンスの改善検討。	・一時停止線、道路標示及び横断歩道の再塗装。 ・金網フェンスの改善。
稲庭小	県道羽後雄勝線	・酒蔭橋上に歩道がなく道幅が狭い。 ・「通学路注意」の注意喚起の看板が小さい。	・酒蔭橋上の中央線を消し、路側帯にドットラインの設置検討。 ・大きめの看板の設置検討。	・酒蔭橋上の外側線脇にドットラインを設置。
	市道鍛冶屋布線	・用水路の橋上に欄干が設置されているが、橋の前後に柵が設置されていないので、用水路に転落する危険性がある。	・転落する危険性のある箇所へ転落防止柵等の設置検討。	・転落防止柵を設置。
雄勝小	国道13号線	・冬期間、構歩湯沢道路を下り国道13号線に左折する車が、雪壁で歩行者が見えにくく、横断歩道上の子どもを巻き込む危険性がある。	・道路管理者への除雪依頼。 ・PTA校外指導部による登下校時の街頭指導。 ・児童への交通安全指導で対応。	・PTA校外指導部による街頭指導。 ・児童への交通安全指導。
皆瀬小	国道398号線	・奥宮神社前付近の歩道が整備されておらず、冬季は道幅が狭くなる。 ・速度の速い車が多く通行する。	・地域からの歩道整備の継続要求。 ・外側線脇にドットラインの設置検討。	・外側線脇にドットラインを設置。

〈羽後町〉

学校名	点検箇所	通学路の状況・危険の内容	対策内容	結果
西馬音内小	県道十文字羽後鳥海線 町道本町南西馬音内線	・町道に車と歩行者を分離する外側線がない。 ・県道の車の交通量が多く、横断歩道を渡る際に危険である。 ・下校時の県道横断の際、防護柵により元西方面の視界を妨げられている。	・町道の外側線の設置検討。 ・横断歩道付近にカーブミラーの設置検討。 ・児童への交通安全指導で対応。	・外側線の設置を検討中。 ・横断歩道付近のカーブミラー設置済み。 ・児童への交通安全指導。
	町道本町南西馬音内線 町道コミュニティセンター前線	・子ども園の送迎の多い時間帯と登下校の時間帯が重なる。 ・子ども園前を左折する車が、約1メートルの高さのブロック塀で歩行者が見えにくく、横断歩道付近の子どもを巻き込む危険性がある。 ・歩行者と車両を分離する外側線がない。	・町道入口から子ども園前の横断歩道にかけて外側線の設置検討。 ・児童への交通安全指導で対応。	・学校連絡協議会で協議した結果、町道入口から横断歩道にかけて外側線を設置するよう町に要望。 ・児童への交通安全指導。
三輪小	町道鉄道跡線 町道病院前線	・交差点付近の道路が狭く、車両の通行量が多い。 ・外側線が消えかかっている。	・外側線の再塗装検討。 ・児童への交通安全指導で対応。	・外側線の再塗装検討中。 ・児童への交通安全指導。
	町道西馬音内三輪線	・Y字路の車両の通行量が多く、児童が横断する際に危険である。	・外側線の再塗装検討。 ・児童への交通安全指導で対応。	・外側線の再塗装検討中。 ・児童への交通安全指導。
	町道柏原7号線 町道柏原8号線 ほか	・団地内に交差点が多く、児童が横断する際に危険である。	・児童への交通安全指導で対応。	・児童への交通安全指導。
羽後明成小	町道清水京塚線	・児童が見通しの悪いカーブ部分を横断するので危険である。	・道路左側へ外側線の設置検討。 ・児童への交通安全指導で対応。	・外側線の設置検討中。 ・児童への交通安全指導。
	国道398号	・交通量が多く、児童が横断歩道を渡る際に危険である。	・児童への交通安全指導で対応。	・児童への交通安全指導。
高瀬小	国道398号	・道路幅が狭く、通学時間帯の交通量が多い。	・「歩行者注意」等の立看板設置検討。 ・児童への交通安全指導で対応。	・立看板設置検討中。 ・児童への交通安全指導。
	県道鴻屋・桺線	・登下校時に横断歩道のない県道を横断するため危険である。	・児童への交通安全指導で対応。	・児童への交通安全指導。
東成瀬小	県道十文字羽後鳥海線	・登下校時に横断歩道のない県道を横断するため危険である。	・児童への交通安全指導で対応。	・児童への交通安全指導。
	村道田子内旧国道線 国道392号線	・道路幅が狭く、通行車両が対向する際、車両が歩道（グリーンベルト）にはみ出して危険である。 ・国道上の横断歩道の塗装が不鮮明であり、横断の際に危険である。	・横断歩道付近にゼブラ表示の設置検討。 ・児童への交通安全指導で対応。 ・横断歩道の再塗装検討。 ・児童への交通安全指導で対応。	・登時間帯の現地調査の結果、グリーンベルトの再塗装及び児童への交通安全指導で対応。 ・ゼブラ表示の設置検討中。 ・横断歩道の再塗装予定。 ・児童への交通安全指導。

〈東成瀬村〉

学校名	点検箇所	通学路の状況・危険の内容	対策内容	結果
東成瀬小	村道田子内旧国道線	・道路幅が狭く、通行車両が対向する際、車両が歩道（グリーンベルト）にはみ出して危険である。	・横断歩道付近にゼブラ表示の設置検討。 ・児童への交通安全指導で対応。	・登時間帯の現地調査の結果、グリーンベルトの再塗装及び児童への交通安全指導で対応。 ・ゼブラ表示の設置検討中。
	国道392号線	・国道上の横断歩道の塗装が不鮮明であり、横断の際に危険である。	・横断歩道の再塗装検討。 ・児童への交通安全指導で対応。	・横断歩道の再塗装予定。 ・児童への交通安全指導。

V 危険箇所改善の取組

合同点検後から平成29年12月末までに、関係機関が通学路における危険箇所の改善に取り組んだ状況の一例です。

【湯沢東小学校区内市道】



一時停止線・道路標示を再塗装



【湯沢西小学校区内市道】



転落防止用のガードパイプを設置



【三関小学校区内市道】



ドットライン、ゼブラゾーンを設置



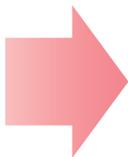
【山田小学校区内県道】



注意喚起の看板設置



【須川小学校区内県道】



ドットラインを設置



【稲庭小学校区内市道】



転落防止用のガードパイプを設置



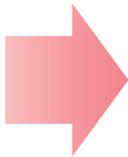
【西馬音内小学校区内県道】



カーブミラーを設置



【皆瀬小学校区内国道】



ドットラインを設置



VI 登校時間帯の点検

合同点検を実施した危険箇所のうち、登校時間帯における交通の実態と児童の登校状況を把握する必要がある場所を、通学路安全対策アドバイザーが点検し、学校が実施する対策と関係機関に要望する対策について助言した。

1 実施月日及び実施場所

実施小学校	実施日	実施場所
湯沢東小学校	8月30日(水)	市道大島森合線(文房具店前交差点)
湯沢西小学校	8月31日(木)	市道清水新町線(市道西新町線と交差する交差点)
西馬音内小学校	9月5日(火)	町道本町南西馬音内線(保育園前)
東成瀬小学校	9月11日(月)	村道田子内旧国道線(美容室前)

2 実施状況

通学路安全対策アドバイザーが児童の登校実態と交通量等を調査し、学校でとるべき対策、関係機関に要望する対策等について助言した。

学校に助言した主な対策としては、道路管理者への道路標示要望及び看板設置要望、児童への交通安全指導等であった。

湯沢東小学校



湯沢西小学校



西馬音内小学校



東成瀬小学校



Ⅶ 連絡協議会開催校の取組

～羽後町立西馬音内小学校～

1 はじめに

西馬音内小学校は、平成28年度に元西小学校と旧西馬音内小学校が統合し、新生西馬音内小学校としてスタートした統合2年目の学校で、児童数321名、14学級（うち特別支援学級3）の中規模校である。

西馬音内小学校区は、横手盆地の南西にある羽後町の東南部で、丘陵部に点在する集落と平野部を結ぶ街道沿いに位置する飯沢・元西地区と、西馬音内扇状地に水田と市街地が広がる西馬音内地区からなる。

旧明通小学校（平成19年度統合）学区の床舞地区、旧田沢分校（平成14年度閉校）学区の田沢・鹿内地区、旧元西小学校区の飯沢・元西地区から通学する児童はスクールバスでの通学を、西馬音内地区の児童は徒歩で通学している。交通量の多い場所は少ないが、道幅が狭く歩道等が整備されていない区間が多いため、安全対策について検討しているところである。

2 学校における通学路の点検と安全指導

年度当初に、転入職員による地域の確認と合わせて、通学路等の確認・点検を実施しているほか、PTA校外指導部会を開催し、地区の危険箇所などの情報共有、年間の活動計画等の作成をしている。

4月下旬には、湯沢警察署羽後交番、地区交通安全協会、PTA校外指導部の協力を得て、全校での交通安全教室を実施している。今年度は、「自分を守るために気を付けること」「安全な歩行の仕方、自転車の乗り方」等を学び、その後、実際に学校周辺の道路を使っての歩行方法や自転車の乗車方法について、実技を通しての学習を行った。

その他、全国交通安全運動期間中に、PTA校外指導部、各地区PTA、教職員による街頭指導を実施しているほか、下校時における教職員による巡回指導等も随時実施するなど児童の安全確保に努めている。

また、日常的に、地域の見守り隊の方々に登下校時の見守り活動を行っていただいている。

3 合同点検及び登校時間帯点検の状況

危険箇所として西馬音内小学校から要望のあった「十文字羽後鳥海線」、「本町南西馬音内線・コミュニティセンター前線」、「鉄道跡線」の3箇所の合同点検を実施した。

その内、「本町南西馬音内線・コミュニティセンター前線」の危険箇所である「にしもないこども園前の丁字路付近」を重点対策箇所として登校時間帯の実地調査を行った。

(1) 点検箇所

にしもないこども園前丁字路付近

(2) 現状

ア 児童の登下校時間帯と「にしもないこども園」へ園児を送迎する車両の通行時間帯が重なっている。

イ 児童は、本町通りから「にしもないこども園」方向へ、歩道と車道が区分されていない道路の左側を通行している。

ウ 丁字路北側の横断歩道付近に高さ約1メートルのブロック塀が設置されており、身長の高い児童は、ブロック塀の陰に隠れるため左折車からは死角となる。

(3) 対策の検討

児童の安全を確保するためには、本町南西馬音内線に路側帯を設置するなどの対策が必要であり、学校連絡協議会を開催し検討することとした。



登校時間帯の実地調査

4 学校連絡協議会の開催状況

(1) 開催日 平成29年11月6日(月)

(2) 参加者 通学路安全対策アドバイザー、湯沢警察署警察官、羽後町建設課職員、西馬音内小学校PTA会長・西馬音内小学校校外指導部長、西馬音内小学校教頭、西馬音内小学校教諭、秋田県教育庁保健体育課職員、羽後町教育委員会職員

(3) 主な協議内容

ア 重点対策箇所の状況について

本町南西馬音内線は、登校時における交通量が多い。

児童が登校する際には、集団登校の先頭の上級生が、後方から進行してくる車両や、下級生の横断歩道の横断に細心の注意を払っている状況である。

イ 協議

児童が安全に通行するためにどのような対策を講じればよいかを協議した。

協議では、「車両と歩行者を区分するための路側帯を設置すること」「児童の巻き込みを防止するため丁字路北側にラインを引くこと」等の意見が出され、道路標示については、道路管理者が持ち帰り検討することとなった。

また、対策が行われるまでは、学校において児童に対する交通安全指導を徹底することとした。



学校連絡協議会

5 今後に向けて

今回、児童が左側を歩いて登校しなければならない道路とその交差点付近の安全対策について、学校連絡協議会で、警察・町・学校が情報を共有できたことは大変有意義であった。

そして、その後の路側帯設置への動きにつながったことは成果である。学校連絡協議会では、通学路安全対策アドバイザーから、通学路の安全対策の視点について助言があり、今後、そのことを生かした通学路の安全点検、通学時の道路状況等の情報収集に取り組み、児童の安全確保を図っていきたい。

Ⅷ 「わたりジョーズ君」を活用した交通安全教育

1 はじめに

通学路の安全対策に加え、児童の判断力の向上と規範意識の醸成を目的として、湯沢雄勝地区内の全16小学校において、歩行環境シミュレータ「わたりジョーズ君」を活用した交通安全教育を実施した。

2 交通安全教育実施状況

学 校 名	実 施 日	対 象	人 数
湯沢市立雄勝小学校	8月30日(水)	1・2年	68
湯沢市立山田小学校	8月31日(木)	1・2年	36
羽後町立西馬音内小学校	9月1日(金)	2年	64
羽後町立羽後明成小学校	9月4日(月)	3・4年	27
湯沢市立川連小学校	9月4日(月)	1・2年	40
羽後町立高瀬小学校	9月5日(火)	1・2年	25
湯沢市立三梨小学校	9月5日(火)	1・2年	19
湯沢市立稲庭小学校	9月11日(月)	1～4年	28
湯沢市立皆瀬小学校	10月2日(月)	1・2年	27
湯沢市立須川小学校	10月3日(火)	1・2年	15
湯沢市立湯沢東小学校	10月12日(木)	1・2年	52
湯沢市立三関小学校	10月24日(火)	1・2年	26
湯沢市立駒形小学校	10月27日(金)	1・2年	26
東成瀬村立東成瀬小学校	10月31日(火)	1・2年	27
羽後町立三輪小学校	11月9日(木)	3・4年	45
湯沢市立湯沢西小学校	11月17日(金)	1・2年	66

(計591人)

3 参加者

通学路安全対策アドバイザー、湯沢警察署警察官、横手警察署警察官、横手精工株式会社職員、秋田県教育庁保健体育課職員、湯沢市教育委員会職員、羽後町教育委員会職員、東成瀬村教育委員会職員、各小学校職員

4 概要

- (1) 校長先生の話
- (2) 警察官の講話
- (3) 歩行環境シミュレータ
「わたりジョーズ君」体験
- (4) 通学路安全対策アドバイザーの講話
- (5) 児童の感想発表



山田小学校



川連小学校



湯沢西小学校

5 歩行環境シミュレータ「わたりジョーズ君」体験

同シミュレータは、秋田大学と横手精工株式会社が研究開発したもので、三次元CGによる擬似的交通環境を再現し、実際の道路を横断しているかのような体験ができる装置である。体験者の身体運動・動作のタイミングを測定し、車道横断に必要な歩行能力と判断能力をチェックするとともに、体験後には、リプレイ映像の再生や結果表の出力により、交通安全に関する効果的な指導が可能となっている。

横手精工株式会社の鈴木由香里さんの進行により、代表の子どもたちが順番に体験を行った。体験にあたっては、「友達が体験しているときに、自分だったらどう行動するかを考えながら見ましょう」と、子どもたちへ呼びかけることで、体験者のみならず、参加者全員が横断をしているような感覚で活動を行うことができた。

歩行環境シミュレータは、冬の横断歩道、夕方や夜間の横断歩道、友だちがどんどん渡って反対側から声をかける場面など、実に多様な環境が再現できるようになっている。体験した子ども達は、車両の様子に注意しながら安全の判断を行うなど、状況に対応して行動しなければならないことを学ぶことができた。



雄勝小学校



羽後明成小学校



須川小学校



東成瀬小学校

6 通学路安全対策アドバイザーの講話

交通事故を防止するために大切な2点について、分かりやすくお話ししていただいた。

- (1) 道路に飛び出したり、信号を守らないで横断すると、大きな怪我をしたり命を失うことになります。交通ルールを守ることは、自分の命を守ることにつながるので大事です。
- (2) マナーを守るとは人に嫌な思いをさせないことです。交通マナーを守り、思いやり・譲り合い・いたわり合う心を養ってください。



皆瀬小学校

7 児童の感想

とちゅうで車にひかれそうになったので、こんどはもっと右と左をしっかりと見て、ちゃんと手を上げて、わたっているときも右、左を見てわたりたいです。ライトがついていない車がきても、ちゃんとよく見て、車がきた時はわたらないようにがんばりたいです。
(雄勝小学校 2年)

ゆきがふっていて見えづらかったので、ふあんでした。もしかしたら、車にひかれてしまうかもしれないと思いました。車もすごくはやくて、すばやくいどうしなないとすぐにつきの車がきてしまいました。でも、ぶじにわたれてよかったです。これからは、わたりジョーズくんでおぼえたことをきちんとまもって右と左を見てわたりたいです。
(山田小学校 2年)

こうつうあんぜんこうしゅうでは、わたりジョーズくんというきかいをつかって、どうろをわたるれんしゅうをしました。ぼくの時は、あかるい時に左右に二人ずつ友だちがいりましたが、よこがまったく見えなくてこわかったです。よこにならんで歩くとあぶないので、これから気をつけます。
(西馬音内小学校 2年)

私は、左右をよくみてわたるということがすごく大事だということを学びました。私はきんちょうしていたからか左ばかり見てしまい右をぜんぜん見ないでしまいました。登校や下校では左右両方をしっかりと見てわたるようにしたいです。
(羽後明成小学校 4年)

こうつうあんぜんきょうしつは、とてもたのしかったです。おうだんほどのスクリーンを見たら、男の子が「早くこいよ」といっても、わたしは、わたらずに右を見て、左を見て、車がいなくなってからわたりました。もしも車にひかれたらけがをしたりうちの人にしんぱいをかけたりするので、これからも気をつけたいです。
(川連小学校 2年)

きょうは、こうつうあんぜんきょういくでわたりジョーズくんを友だちがやりましたが、ちゃんと左右をよく見てたのですごかったです。そして友だちがわたったようにあんぜんにわたりたいです。
(高瀬小学校 2年)

わたしは、わたりジョーズくんのゆきがふっているよるの場面を体けんしました。むずかしかったことは、左右をかくにんすることでした。本番で気をつけてやったらせいこうしました。でも、車のライトがついていない車があったので、もし、外でそういう時があったら今日べんきょうになったことをいかしたいです。
(三梨小学校 2年)

わたりジョーズくんのたいけんをして、右、左をもっとよくみて横だんしたいです。さいごの所で、ひかれそうになったので車がこない時にわたるのをがんばりたいです。横だんしている時も右、左をよく見て注いして横だんしたいです。
(稲庭小学校 3年)

こうつうあんぜんきょうしつで、たいせつなのはこうつうルールをまもることであることがわかりました。これからもきちんとこうつうルールをまもってすごして、じぶんのいのちはじぶんでまもっていきたいとおもいました。
(須川小学校 1年)



高瀬小学校



三梨小学校



稲庭小学校

わたりジョーズくんをやって、すこしこわくてさいしょは足がびくびくふるえていたけど、できました。だけど見えなかった車にぶつかりそうになりました。はやあるきをしてなんとかぶつからなかったけど、あぶなかったから、もったきをつけないとだめだなとおもいました。
(皆瀬小学校 2年)

わたしは、こうつうあんぜんきょうしつで思ったことは、おうだんほどうをわたる時、右、左をきちんと見てわたることがとても大切だと思いました。雨がふっているときも雪がふっているときも、きちんと右、左を見てじこにあわないようにすることがとても大切だと思いました。
(湯沢東小学校 2年)

わたしがたいけんしたばめんは、はれの日でした。みぎやひだりをなんかいも見ておうだんをしました。じぶんのいのちはじぶんでまもることがたいせつだとわかりました。これからもこうつうルールをまもってとうこうしたいです。
(三関小学校 1年)

わたりジョーズくんは車が多くてむずかしかったです。わからなかったことがいっぱいわかってよかったです。家に帰るときは車が多いのでひかれないようにしたいです。
(駒形小学校 2年)

わたしは、こうつうあんぜんきょうしつで、ゆうがたやよるがいちばんあぶないのがわかりました。そして、ふゆはどうろがこおっているの、すべりやすくなるのがわかりました。はんたいがわにともだちがいて、いくらよばれても、くるまがこないときにわたるのがわかりました。これからもくるまにひかれないようにしたいです。
(東成瀬小学校 1年)

わたしは、わたりジョーズくんをやって、もっと気をつけようと思いました。わたしがわたるときは、夕方でした。ライトをつけていない車が出て、いつわたればいいのか分かりませんでした。でも、右、左を見て、いつわたればよいかだんだん分かってきました。車がこなくなったので、わたりました。わたりながら右、左を見たのでひかれずにすんでよかったです。
(三輪小学校 4年)

わたりジョーズくんは、たのしくまなべて、おうだんほどうは1れつか2れつであること、こうさてんは大きくくびをふって、みぎ、ひだりを見ることわかりました。みぎ、ひだりを見ているとこうつうじこにもあわず、こうつうルールをまもれるんだなとおもいました。
(湯沢西小学校 1年)



湯沢東小学校



三関小学校



三輪小学校

8 おわりに

交通安全教室は、秋の開催となったことから、春の交通安全教室で学んだことを思い出しながらの実施となった。様々な道路環境を再現できる「わたりジョーズ君」を活用したことで、季節や天候、交通量の多い交差点など、状況により注意しなければならないことが変わることなどを真剣に友だち同士で学ぶことができた。

本事業を活用したことで、これまでの交通安全教育の内容を振り返るよい機会となり、子どもたちの交通安全意識の向上につながった。

Ⅸ 通学路安全マップ

日々、子どもたちが通う通学路は、安全で安心な道路でなければなりません。しかし、通学路には危険がたくさんあります。

「通学路安全マップ」は、通学路や地域などの犯罪が起こりやすい危険な場所や安全な場所、交通事故の発生しやすい場所などを示した地図です。

これを活用することで、子どもたちが通学路の危険箇所等を把握することができ、登下校時や生活の中での犯罪被害や交通事故を防ぐことができます。

また、地域の皆さんへ配付することで、地域で子どもたちの安全・安心を守ることができます。

通学路の危険箇所等を分かりやすく示した湯沢市内と羽後町内の小学校の「通学路安全マップ」(危険箇所マップ・学校安全マップ)を紹介します。

駒形小学校

通学路の全区域と危険箇所を1枚のマップにまとめ、危険箇所を手短なコメントを入れて説明しているほか、交通事故多発場所や子ども110番の家を示しています。

三輪小学校

通学路の全区域と危険箇所を1枚のマップにまとめ、危険箇所を手短なコメントでわかりやすく説明しています。

西馬音内小学校

通学路の全区域と危険箇所を1枚のマップにまとめ、危険箇所を手短なコメントを入れて説明しているほか、クマ出没場所をイラストで示しています。



三輪小学校 学校安全マップ



西馬音内小学校 学校安全マップ



堀回地区



飯沢地区



西馬音内地区



通学路の交通安全の確保に関する有識者懇談会 意見のポイント

1. 「子どもの命を守る」ための道路交通環境の整備について

- (1) 「歩行者と車両の分離」と「自動車の速度の低減」が重要
- (2) 生活道路の通学路においては、ゾーン対策が効果的
- (3) ハンプや狭さくなどの各対策の特徴を理解し、適切な対策を選択することが重要
- (4) 対策の普及のためには、対策効果の検証が必要
- (5) 「子どもの命を守る」というメッセージを明確に打ち出すことが重要

2. 関係機関等の連携・協力による地域全体の安全確保について

- (1) コーディネータ、リーダーの存在や受け皿となる窓口の一本化が必要
- (2) 地域住民、保護者の協力・参画による地域の合意形成が必要
- (3) 学校やPTAが発信源となった合意形成が有効であり、合意形成のルールが必要
- (4) 体系的な行動計画による継続的な取り組みと予算の確保が重要

3. 危険性を予測し、自らの身を守るための交通安全教育の効果的な促進について

- (1) 危険を予測し、回避するという交通安全教育の基本の徹底が重要
- (2) 児童生徒・保護者に対するより実践的な交通安全教育・指導が重要

4. その他、自転車利用等について

- (1) 自転車の利用環境を整えるには、道路空間の「整理整頓」が必要
- (2) 登下校時の交通事故特性からみた事故対策の徹底が重要
 - ・ 第1回懇談会：平成24年6月26日開催
 - ・ 第2回懇談会：平成24年7月13日開催
 - ・ 第3回懇談会：平成24年7月17日開催
 - ・ 意見とりまとめ公表：平成24年8月8日

※ 通学路の交通安全の確保に関する有識者懇談会とは

平成24年4月に京都府亀岡市で発生した登校中の児童等の列に自動車が突入した交通事故をはじめ、児童等が巻き込まれる痛ましい交通事故が相次いだことから、文部科学省、国土交通省、警察庁では、相互に連携し、緊急合同点検をはじめとした通学路の交通安全の確保に関する取組を行うこととした。

通学路の交通安全の確保に関する有識者懇談会は、文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課が、国土交通省及び警察庁の協力を得て、合同点検後の各地における対策の検討の参考としてもらうため、教育、交通工学、交通規制等の各分野の有識者から、

- ・ 安全な通学路の在り方、学校における交通安全教育の在り方
- ・ 通学路の交通安全を図るための道路交通環境整備、交通規制の在り方
- ・ 対策を効果的に進めるための関係機関等の連携の在り方、地域住民・保護者の役割等について意見を聴取するために実施された。

別 紙

平成 25 年 12 月 6 日
文 部 科 学 省
国 土 交 通 省
警 察 庁

通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について

これまで、通学路における交通安全の確保については、緊急合同点検を実施し、その結果を受けた対策を推進するとともに、平成25年5月31日には文部科学省、国土交通省、警察庁による今後の取組に関する通知を発出したところであり、緊急合同点検に基づく対策の実施後においても、各地域において定期的な合同点検の実施や対策の改善・充実等の取組を継続して推進することが重要である。

そこで、その取組を着実かつ効果的に実施するために必要と考える基本的な進め方を下記のとおり文部科学省、国土交通省、警察庁でとりまとめたので、地方自治体等に通知した上で、引き続き通学路の交通安全の確保に取り組むこととする。

記

1. 推進体制の構築

地域ごとに通学路の交通安全の確保に向けた取組の基本的方針を策定するとともに、策定した基本的方針に基づく取組を継続して推進するため、関係者で構成し、定期的を開催する協議会を設置する等推進体制を構築する。

推進体制の構成は、通学路における安全対策の関係機関となる、教育委員会、学校、PTA、警察、道路管理者を含めることを基本とし、必要に応じて自治会代表者や学識経験者等を加える。推進体制については、市区町村単位で構成することが望ましい。

なお、緊急合同点検時に構築した体制等既存組織がある場合は、これを活用する。

2. 基本的方針の策定

1で構築した推進体制においては、各地域の実情を踏まえた合同点検や対策の改善・充実等の取組を着実かつ効果的に実施するため、緊急合同点検の枠組みを活用する他、以下の内容を含む取組の基本的方針を策定する。

(1) 合同点検の実施方針

合同点検の実施時期、合同点検の体制、合同点検の実施方法等を定める。

合同点検の実施時期については、緊急合同点検の実施状況や周辺環境の変化等を踏まえ、毎

年実施や複数年ごとの実施等、地域の実情に応じて適切に設定する。合同点検の体制は、緊急合同点検と同様に教育委員会、学校、保護者、警察、道路管理者を含む体制とすることを基本とする。

なお、点検の実施に当たっては、通学路の変更箇所や周辺環境に変化のあった範囲を対象とすることの他、地域の実情に応じて、積雪時の危険箇所や自転車通学と輻輳する箇所を重点的に点検すること等、効率的・効果的な方法を検討することが望ましい。

(2) 通学路安全確保のためのPDCAサイクルの実施方針

合同点検の実施・対策の検討、対策の実施、対策効果の把握、その結果を踏まえた対策の改善・充実を一連のサイクルとして繰り返し実施すること（PDCAサイクル）が継続的な安全性向上のために必要であることから、これらを取組の基本的な考え方として定める。

なお、対策の検討、対策の実施、対策効果の把握については、関係者間で連携・協議の上行う。

3. 公表等

(1) 基本の方針の公表

基本の方針を策定した際には、地域住民、道路利用者等の協力を得るため、推進体制の構成及び基本の方針をまとめたものを、市区町村のホームページや広報誌等を活用して、適切に情報発信する。

なお、基本の方針の名称については、全国で統一されていることが望ましいと考えることから、「(〇〇市区町村) 通学路交通安全プログラム」とすることを推奨する。ただし、既に地域で同様の基本の方針を定めており、独自の名称がある場合はこの限りではない。

(2) 対策箇所図、対策一覧表の作成・公表

合同点検によって抽出した対策必要箇所について、関係機関で認識を共有するため、対策箇所図及び対策一覧表を作成し、公表する。

別 紙

平成28年11月28日
文 部 科 学 省
国 土 交 通 省
警 察 庁**通学路の交通安全確保に向けた取組の更なる推進について**

通学路における交通安全の確保については、平成24年度に実施した緊急合同点検以降も、別添1（平成25年12月6日の三省庁通知）に基づき継続的に取組が行われているところであるが、平成28年10月28日には、神奈川県横浜市において登校中の児童の列に車両が突入し、1名が死亡、6名が重軽傷を負う事故が発生したほか、同年11月2日には、千葉県八街市において同様の事故により4名が重軽傷を負う事故が発生するなどしており、通学路の交通安全の確保に万全を期す必要がある。

については、今後も、各市町村で策定された通学路交通安全プログラムに基づき、学校、教育委員会、道路管理者及び都道府県警察が連携して下記の事項に留意の上、通学路の安全確保に向けた取組を更に推進されたい。

なお、平成27年度末における、通学路の緊急合同点検結果に基づく対策の実施状況等は別添2及び3のとおりであるので、併せて通知する。

記

1. 緊急合同点検に基づく対策の着実な推進

緊急合同点検に基づく対策必要箇所のうち、対策未完了箇所については、速やかに対策を実施すること。対策完了までに相当の期間を要するものについては、スクールガードや見守り隊等の配置による安全確保等、応急的な対策を検討・実施すること。

2 通学路の交通安全の確保に向けた継続的な取組

緊急合同点検に基づく対策実施後も、通学路交通安全プログラムに基づき、定期的な合同点検と対策の実施、対策効果の把握及びそれを踏まえた対策の改善・充実を一連のPDCAサイクルとして実施し、通学路の交通安全確保について、継続的な取組を推進すること。特に、道路交通環境の変化や通学路の変更等があった場所については、必要に応じ合同点検を実施し、課題を抽出した上で必要な対策を検討すること。

また、この取組を実施するための推進体制が未構築の市町村においては、既存組織の活用も含め、早急に体制を構築すること。

3 国・私立学校も含めた取組

公立学校のほか、国・私立学校も推進体制に参画して通学路交通安全プログラムに基づく取組を実施できるよう、関係部局による連携を強化すること。

平成29年度文部科学省委託
防災教育を中心とした実践的安全教育総合支援事業
「通学路安全推進事業」実践事例集

平成30年2月発行 秋田県教育委員会

〒010-8580 秋田市山王三丁目1番1号
電話 018-860-5204 FAX 018-860-5207



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます